

# 長期生命共済

## ご契約のしおり (規約 ・ 細則)

- 長期生命共済は、退職時から満 85 歳までの入院及び死亡・重度障害の保障を行います。  
この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものです。  
ご契約にあたり、必ずお読みくださるようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、長期生命共済契約承諾書とともに大切に保管され、共済金請求等の際にご活用ください。

(退職者生命・医療共済は、長期生命共済の販売呼称です。)

防衛省職員生活協同組合



[www.boseikyo.jp](http://www.boseikyo.jp)

(R7.7 作成)

# も く じ

## ◆ ご契約のしおり

規約の重要な事項及び契約に関する大切なことがらを記載したものです。

● ご契約に関することについて	1
1 契約者	1
2 被共済者の範囲	1
3 保障内容	1
4 保障期間と年齢	2
5 契約のお申込み	2
6 健康状態の告知	3
7 掛 金	3
8 契約の成立及び効力等	5
9 お申込みの撤回及び申込内容の変更	6
● 共済金の受取人とご請求について	6
10 共済金の受取人	6
11 共済金等の請求	7
12 時 効	9
● 共済金のお支払いについて	10
13 入院共済金のお支払い	10
14 死亡共済金のお支払い	12
15 重度障害共済金のお支払い	12
16 共済金お支払いの限度	13
17 共済金をお支払いできない場合	13
● 契約内容の変更及び解約の手続きについて	14
18 契約変更の手続きを必要とする場合	14
19 契約変更の手続き	15
20 解約の手続き	15
21 解約の払戻額	15
● 割戻金について	15
22 剰余金の割戻しと積立て	15
23 割戻金の通知	16
24 割戻金のお支払い	16
● 長期生命共済事業規約の変更について	16
◆ 規約・細則	
○ 長期生命共済事業規約	17
○ 長期生命共済事業細則	45

# ご契約に関することについて

## 1 契約者

保障期間の長期生命共済契約（以下「共済契約」といいます。）を締結できる方は、退職時（満 54 歳以降）に火災共済事業規約に基づく火災共済又は生命共済事業規約に基づく生命共済に加入している共済契約者（以下「契約者」といいます。）です。（満 50 歳未満から生命共済に加入している早期募集退職者で満 60 歳となる者を含む。）

なお、満 50 歳から 60 歳未満で退職される契約者は、据置期間に加入できます。

## 2 被共済者の範囲

被共済者（共済契約の保障の対象者）になることができる方は、契約者及びその配偶者（内縁関係にある方を含みます。）です。

この場合の内縁関係にある方とは、契約者及び内縁関係にある方の双方に婚姻の届出をしている配偶者がいないこと及び契約者と生計を一にし、かつ、同一所帯に属する方となっています。

## 3 保障内容

### (1) 契約コース・口数の種類

コースには「本人コース」と「本人・配偶者コース」があり、入院保障は「1 口」「2 口」の 2 種類、死亡保障は「1 口」「3 口」「5 口」の 3 種類があります。

契約に当たっては、コースと入院保障・死亡保障の口数を決めていただきます。配偶者は「本人・配偶者コース」に加入でき、本人と同じ保障口数になります。

### (2) 入院保障

ア 保障期間中に病気・ケガで継続して 3 日（2 泊 3 日）以上の入院をした場合、1 日目から 1 日につき入院共済金が 1 口契約では 5,000 円、2 口契約では 10,000 円支払われます。

イ 1 回の入院は 120 日を限度とし、通算して 1,000 日分まで支払われます。

### (3) 死亡・重度障害の保障

保障期間中の死亡及び重度障害の場合、保障開始日から満 70 歳の保障開始当日（保障開始日と同じ月の同じ日をいいます。以下同じ。）前日までは、1 口契約では 100 万円、3 口契約では 300 万円、5 口契約では 500 万円の死亡・重度障害共済金が支払われます。満 70 歳の保障開始当日から満期（満 85 歳の保障開始当日前日）までの間は、契約口数にかかわらず一律 1 口 100 万円が支払われます。

## 4 保障期間と年齢

### (1) 保障開始日

保障期間移行者（満 54 歳以降）は組合の職域を退職した日の属する月の翌月 1 日、据置期間移行者は、60 歳になった月の翌月 1 日が保障開始日になります。

配偶者の保障開始日も契約者と同じ日になります。

### (2) 保障期間

#### ア 契約者（本人）

契約者（本人）の保障期間は、保障開始日から満 85 歳に達した日以後におとずれる最初の保障開始当日の前日（満期日）までとなります。

#### イ 配偶者

配偶者の保障期間は、配偶者の年齢に関係なく契約者の保障期間と同じ期間になります。（配偶者の年齢は、実年齢にかかわらず契約者（本人）の年齢に同じとみなされます。）不幸にして契約者（本人）が保障期間中に死亡・重度障害となった場合でも、配偶者は希望することにより契約者（本人）の満期日まで保障を継続できます。

### (3) 年齢の計算

契約者の年齢は、満年齢で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

契約のための保障必要原資額を定める年齢は、契約者の保障開始日の満年齢になります。

例 1：誕生日（6 月 6 日）に退職する場合の保障期間



例 2：誕生日（6 月 6 日）と異なる日に退職（3 月 25 日）する場合の保障期間



## 5 契約のお申込み

- (1) 契約の手続きは、所属されている駐屯地等の地域担当者を通じて又は直接郵送により防衛省職員生活協同組合（以下「防生協」という。）本部と行います。
- (2) 現職時、火災共済又は生命共済へ加入すると、同時に長期生命共済に加入したことになります。このため、退職後長期生命共済をご利用される場合は「保障期間への移行」の手続きをすることになります。
- (3) 退職前（30 日前を目途）に、「脱退届」及び「長期生命共済契約確定届及び保障（据置）開始申込書」（以下「共済契約確定届」という。）に所要事項を記入して申し込んでいただきます。

「脱退届」は組合を脱退する手続きであり、このときに「長期生命共済保障期間への移行」を『希望』していただきます。

「共済契約確定届」は長期生命共済保障期間への移行を契約する申込書です。記入に当たっては保障内容とコース（「本人コース」又は「本人・配偶者コース」）及び入院保障と死亡保障の口数を確認してください。「本人・配偶者コース」を選択される場合は、配偶者の同意を得てください。

## 6 健康状態の告知

(1) 加入申込みをする際、健康状態の告知をしていただく必要があります。配偶者が加入する場合も同様です。

(2) 告知日は、共済契約確定届を提出する日になります。

告知にあたっては、告知書の質問にありのままを正しく告知ください。告知で事実が告げられなかったり、不実のことが告げられた場合には、契約が解除されることがあります。

(3) 生命共済に加入している場合

本人及び配偶者が、共済契約確定届提出日において、生命共済に2年以上加入している場合、健康告知は必要ありません。

生命共済加入期間が2年未満の場合、告知が必要となります。その際、不健康な場合でも死亡保障1口・入院保障1口へは加入できます。

配偶者が生命共済に未加入の場合、健康であれば告知していただいた上で、「本人・配偶者コース」に加入できます。

(4) 火災共済にのみ加入の場合

火災共済のみに加入（生命共済加入なし。）している場合は健康告知をしていただきますが、本人（契約者）に限り不健康な場合でも死亡保障1口・入院保障1口には加入できます。

配偶者は、健康であれば告知をしていただいた上で、「本人・配偶者コース」に加入できます。

## 7 掛 金

(1) 長期生命共済事前積立掛金（以下「事前積立掛金」という。）

事前積立掛金は、共済掛金積立金等の額が保障期間の保障開始時に必要とする保障必要原資額に達しないと見込まれるときに払い込むことができる掛金をいい、払い込まれた事前積立掛金は、長期生命共済積立期間の共済掛金積立金の一部として運用され、契約者割戻しの対象となります。

## (2) 契約時の保障必要原資額

保障必要原資額とは、契約に必要な掛金の額をいいます。その金額は長期生命共済事業規約の算出方法書に定める方法によって算出し、コース別、口数別及び満年齢別に定めています。

## (3) 契約時に支払う掛金（一時払掛金）

契約時に支払う掛金のことを一時払掛金といいます。一時払掛金の額は、保障開始日の満年齢（退職日の翌月1日の満年齢）の保障必要原資額からこれまで積み立てている共済掛金積立金等を差し引いた額となります。

一時払掛金

=

保障必要原資額

-

共済掛金積立金等

## (4) 掛金の払込み方法

### ア 事前積立掛金

満43歳以上で積立を希望する積立期間の契約者は、毎年度1回、掛金を12月1日から翌年4月末日までに組合口座に振込む方法により積立てることができます。所属されている駐屯地等の地域担当者を通じて又は直接郵送により振込依頼書をお渡ししますので、これを使用して事前積立掛金を防生協本部に振り込んでください。

なお、事前積立掛金の払込額は5万円以上1万円単位となっています。

### イ 一時払掛金

(ア) 共済契約の申込みを受け、その申込みを承諾した場合、組合は一時払掛金払込通知書を契約者に郵送します。

振込依頼書を同封していますので、依頼書を使用して一時払掛金を振り込んでください。

(イ) 一時払掛金は一括払いです。組合の職域を退職する日の属する月の末日までに払い込むようになっています。ただし、退職手当等が支給されるまでの間（2か月以内）は払込みが猶予されています。保障開始応当日（退職月の翌月の1日）の属する月の翌月の末日を過ぎても払い込まれない場合、積立期間満了の日に契約者によって契約が解約されたものとみなされます。

(ウ) 振込みは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）や信用金庫等で行ってください。

## (5) 払戻金

長期生命共済の保障期間への移行を希望する契約者が保有する共済掛金積立金等の額が、確定した契約の保障必要原資額に達しているときは、長期生命共済払戻金支払通知書が送付され、契約者が指定する金融機関の口座に払戻金が振り込まれます。

## (6) 「防衛省職員生活協同組合退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書」及び定型用

## 紙の送付

一時払掛金が振り込まれるか、共済掛金積立金等の額が確定した契約の保障必要原資額に達していると、防生協本部から「防衛省職員生活協同組合退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書（以下「承諾書」という。）」（共済契約の締結を証明するもの。）が簡易書留で郵送されます。満期時、中途解約時等に必要となりますので大切に保管してください。また、承諾書とともに共済金支払請求等に使用する定型用紙を同封しますので、各種手続きの際はこの用紙を使用してください。

なお、定型用紙がなくなった場合は、防生協本部に用紙を請求してください。

## 8 契約の成立及び効力等

### (1) 契約の成立

共済契約は、組合が共済契約の申込みを受け、その申込みを承諾した日に成立します。

### (2) 効力

共済契約の効力は、掛金の納入が行われた後、保障開始日の午前零時から生じ、保障期間満了の日（満期日）の午後 12 時に終了します。

### (3) 契約の解除

#### ア 告知義務違反による解除

契約者が共済契約確定届を提出する際、故意又は重大な過失により、告知事項について事実を告げず又は不実のことを告げた場合には、組合は契約を解除することができます。契約が解除されると、解除が共済金等の支払事由が発生した後であっても、共済金等のお支払いをしません。また、既に共済金等をお支払いしている場合は、その共済金等の返還を請求します。

#### イ 詐欺又は強迫による取消し

共済契約の締結に際し、詐欺又は強迫の行為があったときは、組合は契約を取り消すことができます。この場合、共済掛金は返還されません。

#### ウ 重大事由による解除

「死亡共済金等を支払わせることを目的とし、故意に被共済者を死亡させ又は死亡させようとする。」「入院共済金等を支払わせることを目的とし、入院共済金の支払い事由を生じさせ又は生じさせようとする。」「共済金等の請求について詐欺を行い又は行おうとする。」などの行為が行われた場合、組合は契約を解除することができます。契約の全部又は一部が解除されますと重大事由の発生した時点から解除時までの間に発生した共済金等のお支払いをしません。また、既に共済金等をお支払いしている場合は、その共済金等の返還を請求することがあります。

## 9 お申込みの撤回及び申込内容の変更

### (1) 保障開始日の前日までの場合

保障開始日の前日までであれば、お申込みの撤回や申込内容の変更をすることができます。申し込んだ駐屯地等の地域担当者又は防生協本部にお申し出ください。

### (2) 保障開始日以後の場合

ア 一時払掛金を払い込んでいないときは、お申込みの撤回や申込内容の変更をすることができます。申し込んだ駐屯地等の地域担当者又は防生協本部にお申し出ください。

イ 一時払掛金を払い込んだ後は、領収日（振込日）を含め8日以内であれば書面によりお申込みの撤回をすることができます。この場合は保障必要原資額を全額お返しします（クーリングオフ制度）。

8日を超えるとお申込みの撤回はできません。この場合は解約扱いとなりますので、解約手続をしてください。

## 共済金の受取人とご請求について

## 10 共済金の受取人

(1) 入院及び重度障害共済金の受取人は、契約者になります。

(2) 契約者が入院した後死亡した場合、入院共済金の受取人は死亡共済金等受取人になります。

(3) 「本人・配偶者コース」で契約者が死亡し、配偶者の方が引き続き被共済者（契約を継続）であるときの入院及び重度障害共済金の受取人は配偶者になります。

(4) 死亡共済金の受取人は、共済契約確定届に記載された死亡共済金等受取人になります。死亡共済金等受取人が死亡するなどして指定されていない場合、もしくは死亡共済金等受取人の所在が不明の場合は、被共済者の遺族が受取人になります。その範囲と順序は、被共済者の配偶者、子、父母（養父母を先とし実父母を後とする。）、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。

この場合において、同順序の共済金受取人が2人以上おられるときは、代表者1名を定めなければならず、その代表者1名が共済金をご請求されたときは、その代表者の方が他の共済金受取人を代表することになります。

(5) 組合が1人の共済金受取人に対して死亡共済金の全額を支払った後において、他の方から共済金の全額又は一部の支払の請求がなされても、組合は共済金の支払をしません。

(6) 被共済者は死亡共済金等受取人を指定し又は変更することができます。変更は、定型用紙「長期生命共済契約変更届」を用いて行います。遺言による死亡共済金等

受取人の変更はできません。

- (7) 「本人・配偶者コース」で配偶者分の死亡共済金等受取人の指定には、配偶者の同意が必要となります。また、この指定を変更する場合にも配偶者の同意が必要となります。

## 11 共済金等の請求

共済金等の請求は、承諾書とともに送付した定型用紙を使用してください。請求にあたりご不明な点がある場合は、裏面の防生協本部連絡先にお問い合わせください。

### (1) 入院共済金の請求

定型用紙「長期生命共済（入院・死亡・重度障害）共済金請求書」を使用します。共済金請求者は、配偶者が入院された場合でも契約者になります。

ア この定型用紙の医師の証明欄に医師の証明を受けてください。この用紙に医師の証明を受けた場合は、この用紙のみで入院共済金を請求できます。

イ 医師の診断書を添付して請求する場合は、請求書の「医師の証明欄」の記入は不要です。医師の証明欄を除いた欄に必要事項を記載し、これに診断書（原本）を添付し請求してください。診断書がコピーの場合は、入院患者氏名、医療機関名、入院期間等が記載された病院が発行する「入院診療請求書兼領収書」のコピーも添付してください。

ウ 入院日数 14 日以内（保障開始日から 2 年経過後以降に開始した入院については 30 日以内）の場合は、医師の証明や診断書に代えて入院患者氏名、医療機関名、入院期間等が記載された病院が発行する「入院診療請求書兼領収書」のコピーを添付して請求することができます。この場合、防生協本部から医療機関に内容の確認をさせていただく場合があります。この点をご承知おきください。

### (2) 死亡共済金の請求

定型用紙「長期生命共済（入院・死亡・重度障害）共済金請求書」を使用します。請求者は、死亡共済金等受取人になります。

ア 死亡共済金のみを請求される場合

生前の入院が 2 日以内の場合は入院共済金がありませんので、死亡共済金のみを請求になります。

医師の証明欄に記述してもらう必要はありません。次の書類を添付してください。

- ① 死亡診断書又は死体検案書（コピー）
- ② 被共済者の死亡後に作成された戸籍謄本又は抄本（原本）
- ③ 死亡共済金等受取人であることを証明するに足る書類（②に死亡共済金等受取人の氏名が記載されているときは不要です。）
- ④ 承諾書

⑤ 死亡共済金等受取人変更届（変更の処置が必要な場合）

イ 死亡共済金と入院共済金を請求される場合

生前の入院が継続して3日（2泊3日）以上の場合は入院共済金が支払われます。定型用紙「長期生命共済（入院・死亡・重度障害）共済金請求書」1枚で入院共済金と死亡共済金の請求ができます。

(ア) 入院共済金の請求

(1)の入院共済金の請求と同様です。

(イ) 死亡共済金の請求

(2)アの死亡共済金の請求と同様です。

ウ 配偶者の契約継続

「本人・配偶者コース」の場合、契約者が死亡されても配偶者が希望することにより保障は満期まで継続できます。

「長期生命共済（入院・死亡・重度障害）共済金請求書」に契約継続希望の有無を選択する欄があります。いずれかに○印をつけてください。

契約継続を希望される場合は、死亡共済金等受取人変更の処置が必要になる場合があります。死亡共済金等受取人の変更届を提出してください。契約を継続をされた場合は、防生協本部から新しい「承諾書」と「配偶者契約継続承諾のお知らせ」をお送りします。

契約の継続を希望されない場合は、配偶者分は解約になります。配偶者の解約手続により解約返戻金が支払われ、契約は終了します。

**(3) 重度障害共済金の請求**

定型用紙「長期生命共済（入院・死亡・重度障害）共済金請求書」を使用します。

ア 重度障害共済金のみを請求される場合

請求者は契約者になります。

医師の証明欄に記述してもらふ必要はありません。次の書類を添付してください。

① 障害状態の程度が記載された医師の診断書（原本）

② 承諾書

イ 重度障害共済金と入院共済金を請求される場合

重度障害と認定された日以前の入院が継続して3日（2泊3日）以上の場合は入院共済金が支払われます。

定型用紙「長期生命共済（入院・死亡・重度障害）共済金請求書」1枚で入院共済金と重度障害共済金の請求ができます。

(ア) 入院共済金の請求

(1)の入院共済金の請求と同様です。

重度障害共済金の請求に添付する医師の診断書に入院の証明が記されている場合は、この診断書で請求することができます。

(イ) 重度障害共済金の請求

(3) アの重度障害共済金の請求と同様です。

(ウ) 重度障害共済金支払による契約の消滅

重度障害共済金が支払われることにより、該当者の長期生命共済の契約は消滅します。したがって該当者については、じ後、入院保障及び死亡保障は受けられません。が、「本人・配偶者コース」の場合、重度障害に該当しない被共済者については、希望することにより契約を継続することができます。

(4) 満期時割戻金の請求

満期日の約2か月前に防生協本部から「満期のお知らせ」をお送りします。満期時割戻金の請求については、次の書類を提出していただきます。

① 長期生命共済満期時割戻金請求書

請求者は契約者です。契約者（本人）死亡の場合、配偶者が請求者となります。

② 契約者、被共済者（「本人・配偶者コース」の場合、配偶者）の住民票（原本）

③ 承諾書（紛失した場合は紛失届）

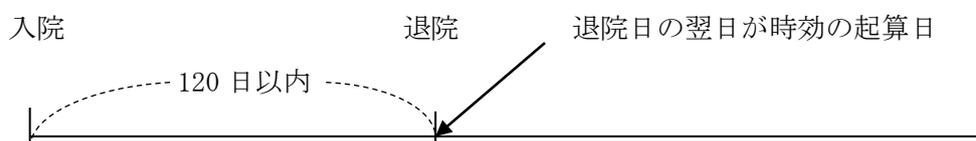
(5) 代理請求

入院共済金等の支払事由が生じた場合で、契約者が入院共済金等の請求を行う意思表示が困難であると組合が認めた場合には、契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。

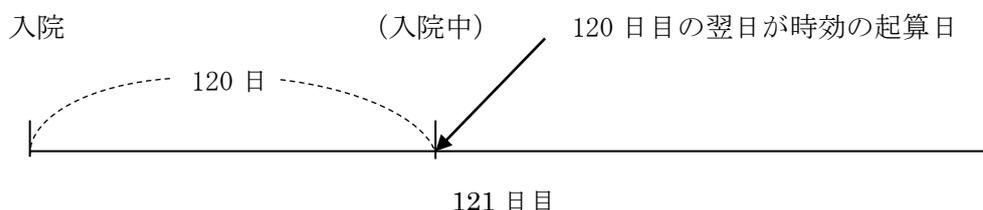
## 12 時効

共済金等の支払を請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅します。時効の始まり（起算日）は、次のようになります。

- (1) 1回の入院の支払限度日数120日以内に退院した場合、退院日の翌日が時効の起算日になります。



- (2) 1回の入院の支払限度日数120日を超えて入院している場合、120日目となる日の翌日が時効の起算日になります。



- (3) 死亡（重度障害）の起算日は、請求者が死亡（重度障害）の事実を知った日になります。

## 共済金のお支払いについて

組合は、「17 共済金をお支払いできない場合」及び支払請求の内容について事実の調査の必要がある場合を除き、原則として、請求に必要な書類が組合に到着してから死亡共済金等は 10 営業日以内、入院共済金等は 30 日以内（12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）に共済金等をお支払いします。

### 13 入院共済金のお支払い

- (1) 被共済者が共済契約の保障開始日以降に傷病の治療を目的として入院し、その入院日数が保障期間中に継続して 3 日（2 泊 3 日）以上となった場合は、1 日目から入院共済金をお支払いします。ただし、外泊日数は入院日数に含みません。
- (2) 被共済者が、保障開始日以前に生じた傷病によって保障開始日から 2 年以上経過した後に入院したときは、その入院は保障開始日以降に生じた傷病による入院とみなして入院共済金をお支払いします。現職時生命共済に 2 年以上加入されている方は、保障開始日以前に生じた傷病であっても保障開始日以降、継続して 3 日（2 泊 3 日）以上入院されれば共済金をお支払いします。
- (3) 被共済者が転入院した場合は、その転入院が前入院から継続していたとみなすべき事情（同日又は翌日の再入院等をいい、同一傷病名又は前入院の傷病から併発した傷病という理由だけでは継続しているとはみなしません。）があると組合が認めたときは、これを継続した 1 回の入院とみなして入院共済金をお支払いします。
- (4) 被共済者が、退院日の翌日から起算して 180 日以内に再入院（異なる病名の場合を含む。）したときは、これらの入院は 1 回の入院とみなします。この場合も当該再入院が保障期間中に継続して 3 日（2 泊 3 日）以上になったときに限り、入院共済金をお支払いします。1 回の入院共済金は、120 日を限度とします。

#### 【例】



病名にかかわらず 180 日以内の再入院は 1 回の入院になります。

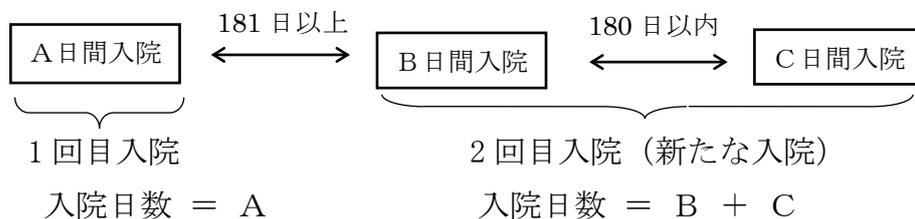
入院日数 = A + B + C となります。

（ただし、A日、B日、C日はいずれも 3 日以上であること。）

- (5) 被共済者が、退院日の翌日から起算して 181 日以上の間隔をおいて再入院した場合は、新たな入院になります。この場合は、入院日数が継続して 3 日以上の場合に

1日目から入院共済金をお支払いします。この新たな入院の入院共済金も120日を限度とします。

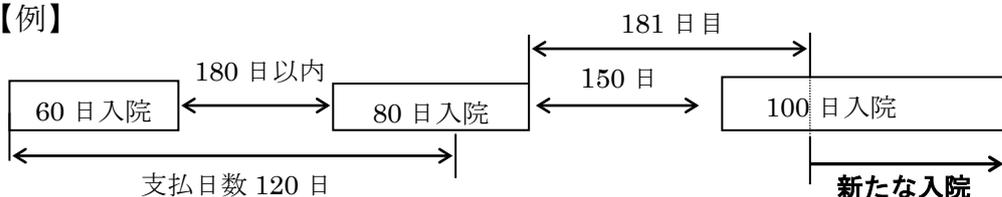
【例】



(ただし、A日、B日、C日はいずれも継続して3日以上であること。)

- (6) 1回の入院の支払限度日数120日を超えて入院した場合は、その超えた入院の退院日から起算し181日目から新たな入院として取り扱います。したがって181日目以前に入院している場合も181日目を新たな入院初日として取扱います。

【例】



- (7) 長期入院した場合、1回の入院の支払限度日数120日目の支払日の翌日から1年の間隔をおいた翌日から新たな入院として取扱います。

【例】



例：支払日数120日目が4月10日であった場合、翌年の4月11日からが新たな入院になります。

- (8) 前2項(6)(7)の場合、いずれか新たな入院の初日が早い方を、新たな入院の初日として取扱います。
- (9) 被共済者が入院期間中に、医師又は歯科医師が退院して差し支えないと認定したときは、入院共済金の支払い日数は、入院1日目から医師又は歯科医師の認定により退院して差し支えないこととなった日までとします。
- (10) 被共済者が、治療を目的としない検査入院等の事由により入院を開始し、入院中に傷病が判明し、医師によって入院の必要性があると診断され入院を継続したときは、その診断がなされた日に入院したものとみなします。
- (11) 被共済者の入院中に共済期間が満了し共済契約が終了した場合であっても、終了

後もその入院と同一の原因又は直接の関係がある原因により継続して入院しているときは、その入院は共済期間中の入院とみなします。この場合の入院共済金は、共済期間満了前の入院日数と通算し、120日又は通算入院日数1,000日の早い方を限度とします。

## 14 死亡共済金のお支払い

- (1) 死亡共済金は、満70歳になった年の保障開始当日の前日までは、契約者が契約した死亡保障の口数に応じた死亡共済金をお支払いします。

1口契約は100万円、3口契約は300万円、5口契約は500万円です。

満70歳になった年の保障開始当日から満期日までは、契約口数にかかわらず一律1口100万円の保障になります。

「本人・配偶者コース」の場合、配偶者の年齢は実年齢にかかわらず、本人（契約者）の年齢と同じにみなされ、本人の年齢に応じた死亡共済金が支払われます。

死亡時点において、解約返戻金額が死亡共済金額を超える場合、超える部分の金額を死亡共済金に上乗せしてお支払いします。

- (2) 被共済者が保障開始日以降の傷病を原因として保障期間中に死亡された場合は、死亡共済金をお支払いします。現職時生命共済に2年以上加入されていた方は、保障開始日以前の傷病を原因とする場合も死亡共済金をお支払いします。
- (3) 被共済者の生死が不明で次に該当する場合は死亡したものと認め、死亡共済金をお支払いします。

なお、死亡共済金支払後に被共済者の生存が判明したときは、受取人は支払いを受けた共済金と同額の金額を組合に返還しなければなりません。

ア 被共済者が失踪宣告を受けたとき。

イ 船舶又は航空機の事故及びその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、全員が死亡又は行方不明になっている場合は、被共済者の生死が危難の去った後3か月間わからないとき。

ウ 前項の危難に遭った者のうち、死亡又は行方不明となっている者が全員でない場合は、被共済者の生死が危難の去った後1年間わからないとき。

- (4) 重度障害共済金が支払われた場合は、死亡共済金はお支払いしません。

## 15 重度障害共済金のお支払い

- (1) 重度障害共済金は死亡共済金と同額になります。

- (2) 被共済者が、保障開始日以降の傷病を原因として保障期間中に重度障害になられた場合は、重度障害共済金をお支払いします。

この場合、保障開始日以前にすでにあった障害状態に、保障開始日以降の傷病（保

障開始日以前にすでにあった障害状態の原因と因果関係のない傷病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。現職時生命共済に2年以上加入されていた契約者は、保障開始日以前の傷病を原因とする場合も重度障害共済金をお支払いします。

- (3) 「重度障害の状態」とは、傷害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であって将来回復の見込みのないもので、長期生命共済事業規約別表第2の各号のいずれかに該当する状態をいいます。
- (4) 重度障害共済金が支払われた場合、共済契約は消滅します。

## 16 共済金お支払いの限度

### (1) 入院共済金お支払いの限度

入院共済金は1回の入院につき120日を限度とします。

保障期間を通じて被共済者に支払われる入院共済金は、通算して1,000日分を限度とします。

### (2) 死亡共済金お支払いの限度

#### ア 「本人コース」の場合

契約者の死亡につき、満70歳になった年の保障開始応当日前日までは共済契約口数1口(保障額100万円)を単位として最高5口(保障額500万円)を限度とし、満70歳になった年の保障開始応当日から満期(満85歳になった年の保障開始応当日前日)までは契約口数にかかわらず一律1口(保障額100万円)となります。

#### イ 「本人・配偶者コース」の場合

契約者については「本人コース」の場合と同じであり、配偶者については配偶者の年齢にかかわらず契約者の年齢に応ずる口数の保障額が限度となります。

### (3) 重度障害共済金お支払いの限度

「本人コース」及び「本人・配偶者コース」のいずれの場合においても、死亡共済金のお支払い限度と同じです。

## 17 共済金をお支払いできない場合

### (1) 共済金をお支払いできない場合

告知義務違反による解除、重大事由による解除及び詐欺又は強迫による取消しの場合には、共済金をお支払いしません。

### (2) 入院共済金をお支払いできない場合(免責事由)

次のいずれかを原因として被共済者が入院した場合には、入院共済金をお支払いできません。

- ア 契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によるとき。
  - イ 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき。
  - ウ 美容上の措置、治療を伴わない診断のための検査入院等、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術等によるとき。
  - エ 先天性異常、精神障害（統合失調症（精神分裂症）、そううつ病等）又は慢性中毒（アルコール中毒、モルヒネ中毒、ヘロイン中毒等）によるとき。【注】
- 【注】 精神障害（統合失調症（精神分裂症）、そううつ病等）とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I C D - 1 0（2013年版）」において、F 2 0 ~ F 3 4 に区分される精神疾患をいいます。

### (3) 死亡共済金をお支払いできない場合（免責事由）

次のいずれかを原因として被共済者が死亡した場合には、死亡共済金をお支払いできません。この場合は、責任準備金相当額が支払われ契約は消滅します。

- ア 保障開始日から1年以内の被共済者の自殺によるとき。
- イ 死亡共済金等受取人の故意によるとき。
- ウ 契約者の故意により被共済者たる配偶者が死亡したとき。
- エ 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき。

### (4) 重度障害共済金をお支払いできない場合（免責事由）

次のいずれかを原因として被共済者が重度障害の状態になった場合には、重度障害共済金をお支払いできません。この場合は、責任準備金相当額が支払われ契約は消滅します。

- ア 保障開始日から1年以内の被共済者の自殺行為によるとき。
- イ 契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によるとき。
- ウ 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき。

### (5) 共済金が削減される場合

組合は、大規模災害その他の事由により、その支払うべき共済金の支払に支障が生じ又はそのおそれがある場合、当該共済金について分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減を行うことがあります。

## 契約内容の変更及び解約の手続きについて

保障期間中は共済契約のコース、口数を変更することはできません。ただし、次の場合には共済契約の変更手続きをしてください。

## 18 契約変更の手続きを必要とする場合

- (1) 「本人・配偶者コース」の契約者が婚姻を解消したときは、「本人コース」に契約

の変更手続きを行わなければなりません。

婚姻解消後、新たに婚姻した配偶者は、契約できません。

- (2) 保障期間中に氏名の変更、死亡共済金等受取人の変更、住居の変更等があったときは、遅滞なく変更手続きをしてください。
- (3) 「本人・配偶者コース」の契約者が、保障開始後に死亡又は重度障害の状態になり共済金の支払いを受ける場合で、その配偶者が引き続き被共済者であることを希望するときは、組合にその旨をお届けください（「配偶者の契約継続」8ページ）。  
「本人・配偶者コース」において配偶者が死亡又は重度障害の状態になり共済金の支払いを受ける場合は、契約変更の必要はありません。

## 19 契約変更の手続き

承諾書を送付する際、定型用紙の中に「長期生命共済契約変更届」を同封しています。変更手続きにおいては、この用紙に必要事項をご記入の上、組合に提出してください。

なお、契約者死亡後配偶者が引き続き被共済者であることを希望する場合には、「長期生命共済(入院・死亡・重度障害)共済金請求書」に契約継続希望の有無を選択する欄がありますので、「希望」に○印を付してください。

## 20 解約の手続き

共済契約を解約される場合には、防生協本部にお申し出いただき、組合からお送りする「長期生命共済解約申込書」に必要事項をご記入の上、「承諾書」を添付し、組合に提出してください。組合は審査後、契約者が指定された口座に解約返戻金等を振り込みます。

## 21 解約の払戻額

解約返戻金等は、解約申込日の直後に訪れる保障開始応当日を基準に算定します。その応当日の満年齢に応じた解約返戻金額は長期生命共済事業細則別表第1に示しています。解約の返戻額は、長期生命共済事業細則別表第1に示す解約返戻金額と積立割戻金の合計額となります。

# 割戻金について

## 22 剰余金の割戻しと積立て

保障期間中、毎事業年度の長期生命共済事業の収支において剰余金がある場合、剰余金を割り戻します（これを「契約者割戻」といいます）。剰余金を割り戻した場合

は、これを積立金として、利息を付して積み立てていきます（これを「積立割戻金」といいます。）。

※ 決算の結果、割戻しを行わない場合があります。

## 23 割戻金の通知

毎年1回、書面（退職組合員出資金等残高明細表及びご契約内容のお知らせ）で割戻金及び積立割戻金の額をお知らせします。

## 24 割戻金のお支払い

- (1) 保障期間満了の日以前に共済契約が終了した場合には、契約者（死亡共済金等を支払うときはその受取人）に積立割戻金をお支払いします。
- (2) 保障期間の満了によって共済契約が終了した場合は、契約者（契約者が死亡した後、引き続き配偶者が被共済者であるときは配偶者）に満期時割戻金をお支払いします。

## 長期生命共済事業規約の変更について

組合は、事情の変更により特に必要があると認めた場合は、総代会の議決を経て、長期生命共済事業規約の規定又は共済掛金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。ただし、災害死亡、入院の保障を除きます。

## 別表第1

## 解約返戻金額表

解約申請日直後の応当日の満年齢に応じる解約返戻金は次のとおり。

## 1 本人コース (I型)

単位:円

応当日年齢	I-1A	I-1B	I-3A	I-3B	I-5A	I-5B
55歳	1,182,978	1,941,364	1,488,330	2,164,716	1,803,614	2,480,000
56歳	1,173,306	1,921,201	1,469,917	2,138,605	1,775,617	2,444,305
57歳	1,163,583	1,900,974	1,450,505	2,111,750	1,745,639	2,406,884
58歳	1,153,809	1,880,679	1,430,065	2,084,119	1,713,631	2,367,685
59歳	1,143,981	1,860,308	1,408,578	2,055,681	1,679,566	2,326,669
60歳	1,134,100	1,839,863	1,385,879	2,026,321	1,643,113	2,283,555
61歳	1,120,124	1,811,284	1,357,351	1,987,532	1,599,089	2,229,270
62歳	1,106,073	1,782,599	1,326,971	1,947,289	1,551,453	2,171,771
63歳	1,091,942	1,753,799	1,294,466	1,905,373	1,499,676	2,110,583
64歳	1,077,731	1,724,870	1,259,752	1,861,685	1,443,618	2,045,551
65歳	1,063,440	1,695,794	1,222,747	1,816,126	1,383,143	1,976,522
66歳	1,044,822	1,658,076	1,178,693	1,759,733	1,313,061	1,894,101
67歳	1,026,104	1,620,147	1,131,548	1,700,703	1,237,108	1,806,263
68歳	1,007,288	1,581,987	1,081,070	1,638,791	1,154,852	1,712,573
69歳	988,171	1,543,581	1,026,877	1,573,649	1,065,583	1,612,355
70歳	968,571	1,504,903	968,571	1,504,903	968,571	1,504,903
71歳	940,742	1,450,913	940,742	1,450,913	940,742	1,450,913
72歳	912,031	1,396,546	912,031	1,396,546	912,031	1,396,546
73歳	882,293	1,341,784	882,293	1,341,784	882,293	1,341,784
74歳	851,391	1,286,609	851,391	1,286,609	851,391	1,286,609
75歳	819,128	1,231,017	819,128	1,231,017	819,128	1,231,017
76歳	774,595	1,154,447	774,595	1,154,447	774,595	1,154,447
77歳	727,542	1,077,414	727,542	1,077,414	727,542	1,077,414
78歳	677,327	999,990	677,327	999,990	677,327	999,990
79歳	623,116	918,768	623,116	918,768	623,116	918,768
80歳	563,904	832,663	563,904	832,663	563,904	832,663
81歳	476,876	697,182	476,876	697,182	476,876	697,182
82歳	380,199	550,285	380,199	550,285	380,199	550,285
83歳	271,146	388,500	271,146	388,500	271,146	388,500
84歳	146,062	207,174	146,062	207,174	146,062	207,174

## 2 本人・配偶者コース（Ⅱ型）

単位：円

応当日年齢	Ⅱ－1 A	Ⅱ－1 B	Ⅱ－3 A	Ⅱ－3 B	Ⅱ－5 A	Ⅱ－5 B
55歳	2,084,822	3,520,623	2,528,940	3,861,950	2,982,990	4,316,000
56歳	2,065,768	3,481,902	2,495,509	3,812,913	2,934,339	4,251,743
57歳	2,046,568	3,443,025	2,460,564	3,762,684	2,882,772	4,184,892
58歳	2,027,217	3,403,985	2,424,085	3,711,232	2,828,263	4,115,410
59歳	2,005,684	3,360,733	2,384,037	3,654,475	2,768,781	4,039,219
60歳	1,983,977	3,317,287	2,342,314	3,596,344	2,706,106	3,960,136
61歳	1,958,051	3,265,593	2,294,272	3,528,310	2,635,004	3,869,042
62歳	1,931,915	3,213,671	2,243,833	3,458,300	2,559,335	3,773,802
63歳	1,905,545	3,161,517	2,190,543	3,385,961	2,478,227	3,673,645
64歳	1,874,846	3,101,037	2,129,923	3,302,822	2,386,845	3,559,744
65歳	1,843,841	3,040,248	2,066,072	3,216,923	2,289,392	3,440,243
66歳	1,808,267	2,970,653	1,994,186	3,119,254	2,180,602	3,305,670
67歳	1,772,336	2,900,680	1,918,190	3,017,969	2,064,160	3,163,939
68歳	1,736,033	2,830,310	1,837,771	2,912,755	1,939,509	3,014,493
69歳	1,694,846	2,751,036	1,748,080	2,794,552	1,801,314	2,847,786
70歳	1,652,779	2,671,280	1,652,779	2,671,280	1,652,779	2,671,280
71歳	1,602,053	2,576,000	1,602,053	2,576,000	1,602,053	2,576,000
72歳	1,549,965	2,480,133	1,549,965	2,480,133	1,549,965	2,480,133
73歳	1,496,305	2,383,658	1,496,305	2,383,658	1,496,305	2,383,658
74歳	1,433,271	2,271,395	1,433,271	2,271,395	1,433,271	2,271,395
75歳	1,368,034	2,157,846	1,368,034	2,157,846	1,368,034	2,157,846
76歳	1,289,560	2,022,319	1,289,560	2,022,319	1,289,560	2,022,319
77歳	1,207,516	1,885,197	1,207,516	1,885,197	1,207,516	1,885,197
78歳	1,121,112	1,746,389	1,121,112	1,746,389	1,121,112	1,746,389
79歳	1,018,812	1,581,367	1,018,812	1,581,367	1,018,812	1,581,367
80歳	909,430	1,409,089	909,430	1,409,089	909,430	1,409,089
81歳	769,659	1,184,511	769,659	1,184,511	769,659	1,184,511
82歳	617,102	944,921	617,102	944,921	617,102	944,921
83歳	448,336	686,003	448,336	686,003	448,336	686,003
84歳	237,939	360,163	237,939	360,163	237,939	360,163

## うち配偶者分

単位:円

応当日年齢	Ⅱ-1 A	Ⅱ-1 B	Ⅱ-3 A	Ⅱ-3 B	Ⅱ-5 A	Ⅱ-5 B
55歳	901,844	1,579,259	1,040,610	1,697,234	1,179,376	1,836,000
56歳	892,462	1,560,701	1,025,592	1,674,308	1,158,722	1,807,438
57歳	882,985	1,542,051	1,010,059	1,650,934	1,137,133	1,778,008
58歳	873,408	1,523,306	994,020	1,627,113	1,114,632	1,747,725
59歳	861,703	1,500,425	975,459	1,598,794	1,089,215	1,712,550
60歳	849,877	1,477,424	956,435	1,570,023	1,062,993	1,676,581
61歳	837,927	1,454,309	936,921	1,540,778	1,035,915	1,639,772
62歳	825,842	1,431,072	916,862	1,511,011	1,007,882	1,602,031
63歳	813,603	1,407,718	896,077	1,480,588	978,551	1,563,062
64歳	797,115	1,376,167	870,171	1,441,137	943,227	1,514,193
65歳	780,401	1,344,454	843,325	1,400,797	906,249	1,463,721
66歳	763,445	1,312,577	815,493	1,359,521	867,541	1,411,569
67歳	746,232	1,280,533	786,642	1,317,266	827,052	1,357,676
68歳	728,745	1,248,323	756,701	1,273,964	784,657	1,301,920
69歳	706,675	1,207,455	721,203	1,220,903	735,731	1,235,431
70歳	684,208	1,166,377	684,208	1,166,377	684,208	1,166,377
71歳	661,311	1,125,087	661,311	1,125,087	661,311	1,125,087
72歳	637,934	1,083,587	637,934	1,083,587	637,934	1,083,587
73歳	614,012	1,041,874	614,012	1,041,874	614,012	1,041,874
74歳	581,880	984,786	581,880	984,786	581,880	984,786
75歳	548,906	926,829	548,906	926,829	548,906	926,829
76歳	514,965	867,872	514,965	867,872	514,965	867,872
77歳	479,974	807,783	479,974	807,783	479,974	807,783
78歳	443,785	746,399	443,785	746,399	443,785	746,399
79歳	395,696	662,599	395,696	662,599	395,696	662,599
80歳	345,526	576,426	345,526	576,426	345,526	576,426
81歳	292,783	487,329	292,783	487,329	292,783	487,329
82歳	236,903	394,636	236,903	394,636	236,903	394,636
83歳	177,190	297,503	177,190	297,503	177,190	297,503
84歳	91,877	152,989	91,877	152,989	91,877	152,989

配偶者の年齢は、実年齢にかかわらず契約者の年齢に同じとみなす。

別表第2

責任準備金相当額の一例

1 責任準備金相当額の計算

- (1) 支払発生日の共済年度の期始と期末の責任準備金を期始から当該日までの経過月数で按分して算出する。
- (2) 経過月数は、1か月未満は1か月とする。したがって、保障開始当日は1か月经過になる。
- (3) 計算式

期始責任準備金A（支払発生日直前の保障開始当日の年齢の保障必要原資額）

期末責任準備金B（支払発生日直後の保障開始当日の年齢の保障必要原資額）

経過月数 n（支払発生日直前の保障開始当日から支払発生日までの経過月数）

$$\text{責任準備金相当額 } D = A - (A - B) \times n / 12$$

2 責任準備金相当額の例

- (1) 57歳の場合の責任準備金相当額

コース：本人コース  
 口数：死亡・入院保障各1口  
 保障開始当日：8月1日  
 期始年齢：57歳（8月1日年齢）  
 期末年齢：58歳

- (2) 60歳の場合の責任準備金相当額

コース：本人・配偶者コース  
 口数：死亡・入院保障各1口  
 保障開始当日：6月1日  
 期始年齢：60歳（6月1日年齢）  
 期末年齢：61歳

発生日直前の 応当日年齢	経過月数	責任準備金相当額
57歳	期始	1,163,583
	1	1,162,768
	2	1,161,954
	3	1,161,139
	4	1,160,325
	5	1,159,510
	6	1,158,696
	7	1,157,881
	8	1,157,067
	9	1,156,252
	10	1,155,438
	11	1,154,623
58歳	12(期末)	1,153,809
	期始	1,153,809
	1	1,152,994
	2	1,152,180
	3	1,151,365
	4	1,150,551
以下余白	5	1,149,736
	6	1,148,922

発生日直前の 応当日年齢	経過月数	責任準備金相当額
60歳	期始	1,983,977
	1	1,981,816
	2	1,979,656
	3	1,977,495
	4	1,975,335
	5	1,973,174
	6	1,971,014
	7	1,968,853
	8	1,966,693
	9	1,964,532
	10	1,962,372
	11	1,960,211
61歳	12(期末)	1,958,051
	期始	1,958,051
	1	1,955,890
	2	1,953,730
	3	1,951,569
	4	1,949,409
以下余白	5	1,947,248
	6	1,945,088

※ 保障開始当日（応当日）とは、保障開始日の月日を指し、保障開始日が令和3年8月1日の契約者の応当日は「8月1日」となる。

## 各共済金等のご請求時に必要な書類

必要な書類 共済金名	入院 共済金	死亡 共済金	重度障害 共済金	満期時 割戻金	備 考
長期生命共済 入院 死亡・重度障害 共済金請求書	○	○	○		定型用紙の中にあります。
傷病名及び入院期間等が明記された医師の診断書	(○) ※1				
医師の死亡診断書又は死体検案書（コピー）		○			
被共済者の死亡後作成された戸籍謄本又は抄本（原本）		○			
死亡共済金等受取人であることを証明するに足る書類		(○) ※2			
退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書		○	○	○	大切に保管してください。
障害状態の程度が記載された医師の診断書			○		
長期生命共済満期時割戻金請求書				○	満期時にご請求ください。
契約者又は被共済者（被共済者が配偶者の場合は、配偶者を含む。）の住民票				○	

※1：① 入院共済金請求書（「医師の証明欄」）で証明を受けられた場合は、医師の診断書を添付する必要はありません。

② 医師の診断書（傷病名、入院期間等が明記されたもの）を添付する場合は原本になります。（診断書がコピーの場合は入院期間等が記述された領収書（コピー可）の添付が必要になります。

③ 入院日数 14 日以内（保障開始日から 2 年経過後以降に開始した入院については 30 日以内）の場合は、医師の証明や診断書に代えて入院患者氏名、医療機関名、入院期間等が記載された病院が発行する「入院診療請求書兼領収書」（コピー可）の添付により代替できます。（この場合、傷病名をご自身で付記してください。）

※2：被共済者の死亡後に作成された戸籍謄本に死亡共済金等受取人の氏名が記載されているときは不要です。

◇ ご請求期限：「入院共済金」「死亡共済金」「重度障害共済金」の請求は、支払事由が発生してから3年以内です。お早目に請求を行ってください。

◇ 満期時割戻金：満期の約2か月前に「満期のお知らせ」と「満期時割戻金請求書」をお送りします。請求は「満期のお知らせ」等が到着後行ってください。

## 防衛省職員生活協同組合

〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町2-1  
クイーポビル6階

電話：

コールセンター	0120-079-931
NTT	03-5227-1610
FAX	03-5227-1623

防生協ホームページ：「防生協」検索



[www.boseikyo.jp](http://www.boseikyo.jp)